

## 関東森林管理局入札監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日:平成23年2月25日)

開催日及び場所		平成22年12月10日(金) 関東森林管理局 4階中会議室			
委員		淵上勇次郎(委員長・高崎商科大学学長) 石井彰慈(高崎商科大学教授) 高田敏明(弁護士) 松岡 正(群馬県立農林大学校教授)			
審議対象期間		平成22年7月1日～9月30日			
審議対象案件		289件	うち、1者応札案件 48件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 22件		
抽出案件		94件 (抽出率 32.5%)	うち、1者応札案件 19件 (抽出率 39.6%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 5件 (抽出率 22.7%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	29件	うち 1者応札 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし	
			工事希望型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
	随意契約		該当なし		
	業務	一般競争	20件	うち、1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2件	
		指名競争	公募型競争	該当なし	
			簡易公募型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし	
			簡易公募型プロポーザル	該当なし	
			標準型プロポーザル	該当なし	
	その他の随意契約		4件		
	物品・役務等	一般競争	39件	うち、1者応札案件 13件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 3件	
		指名競争	該当なし		
		随意契約(企画競争・公募)	該当なし		
		随意契約(その他)	2件		
	(特記事項)				
	委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答等	
		1 造林事業の下刈り事業の案件で、再入札の結果、不落随契となったものが2件あるが、もう1回入札はできないのか。  2 下刈り事業だけの発注では、再入札、一者入札、実質競争者数が1というものが多いことから、他の事業と併せて発注するなど業者にとって魅力のあるものにした発注方法が良いのではないか。		1 6月と7月に2回入札したが不落となった。下刈り事業については適期があり、8月以降の入札、契約では事業実行が危惧されることから随意契約とした。  2 署によっては他の事業との抱き合わせ等して工夫しているものがあるので次年度以降は発注方法について指導していかなければならないと考える。	

	<p>3 低入札について、どういう制度で、どういう観点で審理していくかというような統一見解はないのか。</p> <p>4 造林事業で新規参入してきた業者が当初は低い落札率で落札して、徐々に落札率が上がってきている例がある。低入札を利用した業者の戦略のように感じるがどうか。</p> <p>5 昨年同期と比べると工事の数、請負の比率が減っている中で、工事の箇所と請負業者の所在地が離れているような例が幾つかあるがそういう流れになってきているのか。</p> <p>6 指名停止を受けたものは、その期間中一般競争入札に参加できるのか。 指名停止は、何回繰り返してもよいのか。</p> <p>7 樹皮剥防止ネットの購入で予定価格と契約金額が同額というのがある。前回のアンケート調査結果の事案の中で、業者から資材の仕様について、特定の仕様があるのではないかという苦情があったが、今回は問題はなかったのか。</p> <p>8 役務の契約で条件調査というのがあるが事業の内容は何か。</p> <p>9 その他役務の造林請負事業の契約で一億円規模のものがあるが、規模が大きいと応札できる者が限られてしまうのではないか。 分割発注とか地域を分ける等の発注の仕方もあるのではないか。</p>	<p>3 一定の基準があれば良いと考えるが、今の時点では明確なものない。</p> <p>4 新規参入の時にはかなり思い切った価格で入ってくるというのはあるが、一概に対立候補を潰して高くするという事までは見えていないと考える。</p> <p>5 昨年は大型の補正があり、件数が多かったものである。 他地域からの参入については地域要件を広げていることから、通勤できる範囲内においては、入り込むようになってきていると考える。</p> <p>6 指名停止の期間は参加できない。 悪質な場合は、参加資格抹消となる。</p> <p>7 資材については、製品名では指定していないが、これ相当以上のものということで指定したところ、そこしか扱ってないということで他に競合がなく予定価格と同じになったと考える。まれな例である。</p> <p>8 造林請負事業の予定価格を作る際の積算の基礎を作ったり、請負に出す箇所の標示をするものである。</p> <p>9 地区別、作業別に分けて発注はしているが、事業量が大きいことから分けても規模が大きくなっているということである。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	